相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県湖西市新居町新居一〇二番地、最後の住所静岡県湖西市新居町新居二一九一番地　被相続人　亡　近藤　健市

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月十六日

静岡県浜松市中区南浅田二丁目二番一一号　司法書士法人ふたば　相続財産管理人　司法書士　上原あかね

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県伊東市富戸一一六三番地、最後の住所静岡県伊東市玖須美元和田七二七番地の六九　松島園アパート　被相続人　亡　諏方　和敏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月十六日

静岡県熱海市田原本町二番一一号熱海マリーンライフ三〇一号室熱海法律事務所　相続財産管理人　弁護士　髙山　功

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県鈴鹿市国府町二三九〇番地一、最後の住所三重県鈴鹿市若松中二丁目二二番一二号　被相続人　亡　平井　近方

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月十六日

三重県津市栄町二丁目四六六番地　相続財産管理人　弁護士　楠井　嘉行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府枚方市養父丘二丁目一二番、最後の住所大阪府枚方市養父丘二丁目一二番二二号　被相続人　亡　坂井　曜一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月十六日

大阪市中央区安土町三丁目四番五号本丸田ビル三階　相続財産管理人　弁護士　住吉　健一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市兵庫区須佐野通三丁目一番地三、最後の住所大阪府大阪市西成区鶴見橋一丁目六番三号シティハイツ一五　三〇六号　被相続人　亡　大和　清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月十六日

大阪市北区西天満四丁目二番二号ＯＤＩ法律ビル三〇一号　相続財産管理人　弁護士　小林　あや

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市福島区鷺洲二丁目七〇番地、最後の住所大阪府寝屋川市下神田町六番三号　被相続人　亡　北村　隆俊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月十六日

大阪市中央区難波三丁目七番一二号ＧＰ・ＧＡＴＥビル七階　相続財産管理人　弁護士　橘髙　悠一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県朝来市和田山町平野二三九番地、最後の住所兵庫県朝来市和田山町平野二三九番地　被相続人　亡　細見　貞夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月十六日

兵庫県朝来市和田山町東谷一五八番地八　田中司法書士事務所　相続財産管理人　司法書士　藤岡　孝浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県東牟婁郡串本町佐部五九三番地、最後の住所兵庫県明石市二見町西二見三八五番地市住一棟六〇三号　被相続人　亡　湯口　悦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月十六日

事務所兵庫県明石市相生町一―二―三四　佐藤ビル二階　佐藤健宗法律事務所　相続財産管理人　弁護士　三好登志行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県瀬戸内市邑久町尻海三八九四番地、最後の住所岡山県備前市麻宇那八二二番地一　被相続人　亡　和田キヨコ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月十六日

事務所岡山県瀬戸内市邑久町尾張五三二番地四　相続財産管理人　弁護士　古謝　愛彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県広島市佐伯区倉重二丁目二二一番地、最後の住所広島県江田島市江田島町津久茂二丁目六番二号　被相続人　亡　小島　正計

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月十六日

広島県江田島市能美町中町四一七〇番地一〇　相続財産管理人　司法書士　濱野　真樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県北九州市若松区本町二丁目八五二番地、最後の住所福岡県北九州市若松区大字小敷一四六番地　被相続人　亡　髙橋　久夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月十六日

福岡県北九州市八幡西区樋口町四番一号　相続財産管理人　司法書士　上村　一朗

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成三十年二月十六日

一　墳墓等所在地　東京都港区元麻布一丁目六番二一号

一　墳墓等の名称　善福寺墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　本籍及び氏名不詳　桑野家、近藤家、古屋家、松尾家、野路家、佐藤家、小島家

一　改葬を行おうとする者　東京都港区元麻布一丁目六番二一号　宗教法人善福寺　代表役員　麻布　真海

第６期決算公告

平成30年2月16日

千葉県成田市西和泉字宿山729番地
株式会社レイクウッド総成
代表取締役　中川　祐一

貸借対照表の要旨（平成29年10月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	531	流動負債	56
固定資産	1,675	（賞与引当金）	(15)
		固定負債	1,023
		（退職給付引当金）	(17)
		株主資本	1,127
		資本金	80
		資本剰余金	854
		資本準備金	570
		その他資本剰余金	284
		利益剰余金	193
		その他利益剰余金	193
		（うち当期純利益）	(54)
資産合計	2,206	負債・純資産合計	2,206